

令和8年 労働災害発生状況（令和8年6月末現在）

(休業4日以上死傷者数)

日立労働基準監督署

業種別		年		7年		同期比	
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品		1				1
	木材・木製品						
	化学工業		2		6		-4
	金属製品		4		2		2
	一般・電気・輸送用機械		6	1	8	-1	-2
	その他		4		6		-2
	小計		17	1	22	-1	-5
建設業	土木工事	1	6		2	1	4
	建築工事(木造除く)		1		1		
	木造建築工事				1		-1
	その他の工事		1		4		-3
	小計	1	8		8	1	0
陸上貨物運送事業			6		6		
畜産業					3		-3
小売業			4		4		
社会福祉施設			7		6		1
その他			27		18		9
計		1	69	1	67	0	2

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
8年	14	10	(1)	11	18	9	7						(1)
													69



令和8年8月1日から
産業医が辞任、解任又は退任する場合
にも報告が必要になります。

◆ 労働者数50人以上の事業場では、労働安全衛生法に基づき、産業医を選任することが義務付けられています。

◆ 産業医を選任した場合や、産業医の辞任等があった場合には、所轄労働基準監督署長に報告することが義務付けられています。

Q 産業医を選任したとき等に労働基準監督署長に報告していますか？

➤ 労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任したとき、または産業医の辞任等※1があったときは、遅滞なく、電子申請により、所轄労働基準監督署長に報告※2する必要があります。

※1 産業医の辞任、解任または退任を指します。ただし、労働者数が50人未満になった場合の産業医の辞任等の場合は、報告義務はありませんが、選任状況の適切な把握の観点から監督署への報告をお願いします。

※2 辞任等の報告は令和8年8月1日から義務づけられますが、これまでと同様、新たな産業医の選任と前任の辞任等を同時に報告いただいた場合は、辞任等の報告は不要です。

概要のリーフレットはこちら →



年齢別	件数	率(%)
～19歳		
20～29歳	7	10.1%
30～39歳	8	11.6%
40～49歳	(1) 18	26.1%
50～59歳	14	20.3%
60歳～	22	31.9%

		規模別					事故の型別								
		規模 九人	四 九人	一〇 九人	五〇 九人	規模 一〇〇人	墜落・ 転落	転 倒	激突 され	挟まれ・ 卷込まれ	切れ・ こすれ	交通事 故	動作の反 動	その他	合計
製 造 業	食料品					1								1	1
	木材・木製品														
	化学工業	2						1			1				2
	金属製品	1	2	1				2		2					4
	一般・電気・ 輸送用機械	1	1			4			1	2			2	1	6
	その他		3			1				1	1	1		1	4
	小計	4	6	1	6			3	1	5	2	1	2	3	17
建 設 業	土木工事	4	2				2	1	(1)	1	1			1	(1) 6
	建築工事 (木造除く)	1												1	1
	木造建築工事														
	その他の工事		1										1		1
	小計	5	3				2	1	(1)	1	1		1	2	(1) 8
陸上貨物運送事業			2	4			3	1		1				1	6
畜産業															
小売業		1	2	1				1				1	2		4
社会福祉施設			3	2	2		1	3		1			2		7
その他		3	12	4	8		1	10	2	3	1	3	4	3	27
計		13	28	12	16		7	19	(1)	5	3	5	11	9	(1) 69

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数である。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く